



2023年4月27日

各 位

会社名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 谷口 真一
(コード番号6592 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 渡辺 広昭
(TEL. 047-710-1127)

株式付与E S O P信託の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年5月18日
(2) 処分株式の種類 及び数	普通株式 113,600 株
(3) 処分価額	1株につき 4,035 円
(4) 処分価額の総額	458,376,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、当社管理職層を対象に、中期経営計画の達成および企業価値向上への意識をより高く持つためのインセンティブ・プランとして、株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議いたしました。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入により、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結するE S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社管理職層に交付を行うと見

込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 67,076,362 株に対し、0.17%（小数点第 3 位を四捨五入、2022 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 650,082 個に対する 0.17%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い当社管理職層に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、2023 年 4 月 27 日付で公表いたしました「当社管理職層に対する信託型株式交付制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社管理職層に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2023 年 5 月 15 日（予定）
信託の期間	2023 年 5 月 15 日（予定）～2027 年 5 月 31 日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2023 年 4 月 26 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 4,035 円としています。これは、取締役会決議直近の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

当該価額は、当該取締役会決議日の直前の 1 か月間（2023 年 3 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値平均である 3,854 円（円未満切捨て）に 104.70%（プレミアム率 4.70%）を乗じた額であり、同直前 3 か月間（2023 年 1 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値平均である 3,779 円（円未満切捨て）に 106.77%（プレミアム率 6.77%）を乗じた額であり、同直前 6 か月間（2022 年 10 月 27 日から 2023 年 4 月 26 日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値平均である 3,845 円（円未満切捨て）に 104.94%（プレミアム率 4.94%）を乗じた額となっております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（うち、3 名が社外取締役である監査等委員）は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上